

福知山市工事等入札閲覧設計図書事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、福知山市が発注する工事及び設計等業務（以下「工事等」という。）の入札公告や指名通知時に閲覧する設計図書及び参考資料（以下「入札閲覧設計図書」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、事務の適正化を図るとともに、工事等の入札閲覧設計図書の公正性を確保することを目的とする。

(範囲)

第2条 この要領は、福知山市が発注する工事等で一般競争入札及び指名競争入札の入札閲覧設計図書に適用する。

2 発注する工事等が、京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した一般競争入札及び指名競争入札の場合は、入札閲覧設計図書は電子データとする。

3 前項以外の場合は、入札閲覧設計図書は紙媒体とする。

(用語)

第3条 この要領において、『設計図書』とは、「図面」、「仕様書」、「現場説明書」、「質問回答書」のことをいう。

2 この要領において、『参考資料』とは、「金抜き設計書」、「数量計算書」、「積算参考資料」などのことをいう。

3 この要領において、「積算参考資料」（別紙様式）とは、発注する工事等を対象に設計積算に用いた標準歩掛や単価資料などを明記して、発注工事等の見積を公正に行う資料をいう。

(作成)

第4条 入札閲覧設計図書は、予定価格算出資料となった「仕様書」、「現場説明書」、「金入り設計書」、「数量計算書」、「図面」を基に工事等担当課が作成する。

2 「仕様書」、「現場説明書」には、工事等の現場条件や施工等に関する適用基準などを明記していることを確認する。また、交通誘導員の人数は、「仕様書」または「現場説明書」に記載する。

3 「金抜き設計書」「参考数量書」は、土木工事設計積算システム等により出力される帳票のうち、表紙（決裁様式は除く）、工事費総括表、積算条件、工事費内訳書、明細書、工事種別内訳、科目別内訳、細目別内訳及び仕訳表等であり、「金入り設計書」の単価、金額、人数、日数、時間数、掛率などを削除したものとする。

4 「数量計算書」は、「図面」や部分構造から数量を算出したもの、それらの集計を明記していることを確認する。

5 「図面」は、「数量計算書」の数量根拠であることや施工等内容などが正確に明示していることを確認する。

6 「積算参考資料」は、発注工事等の設計積算に使用した次の事項とその内容を明記する。ただし、明記できないと判断したときは、この限りでない。また、建築営繕における設計積算工事等については、対象としないものとする。

- (1) 標準歩掛・参考資料（年度等、図書名称、発行機関）
- (2) 単価資料等（年度等、図書名称、発行年月、発行機関）
- (3) 見積単価・特別調査単価（材料等名称、規格等、単位、採用単価）
発注工事等单位でその工事等に限定して使用する製品や材料などの単価のこと。
- (4) 見積歩掛（名称、規格、単位、数量等）
- (5) 物価資料材料（名称、規格、単位、地区表示、取引数量区分、頁）
- (6) 土木コスト情報及び土木施工単価（名称、規格、単位、地区表示、頁）
- (7) その他積算事項（内容、規格等、単位、数量）
- (8) その他積算に必要となる事項

- 7 前3、4及び6項において、発注工事等单位で独自算出した人数や日数、及び見積又は独自に作成した歩掛の工種、歩掛構成（名称、規格、単位、数量等）などは「数量計算書」または「金抜き設計書」に明記するものとする。また、「数量計算書」や「金抜き設計書」で表記しない事項において、設計積算に必要となる内容については、「積算参考資料」に明記するものとする。
- 8 見積により決定した歩掛等について、見積先は明示しない。
- 9 物価資料など建設物価または積算資料の一方にしか掲載がない単価の場合、掲載がない方の地区欄等の表示は「－」とする。
- 10 積算参考資料を作成する場合、見積単価や物価資料材料等の表示に積算システム等から出力するデータの利用は可能とする。

（提出）

第5条 作成された入札閲覧設計図書は、第2条に基づく媒体にして、入札契約担当課へ提出する。

- 2 入札閲覧設計図書の電子データは、PDFデータを原則とし、基本的に次に示すデータ構成とファイル名とする。なお、ファイル名末尾に全角丸かっこ書きにより工事等番号（例（契監第〇〇号））を記載するものとする。また、各データのファイルが複数になる場合は枝番を付すものとする（例 02-1 図面、02-2 図面など）。ファイル数は、一般競争入札では11ファイル、指名競争入札では13ファイルまでとする。ファイルサイズは、1ファイル3MB（メガバイト）までとする。

「土木工事等」

「建築営繕」

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 01 特記仕様書 | 01 現場説明書 |
| (2) 02 図面 | 02 図面 |
| (3) 03 金抜き設計書 | 03 参考数量書 |
| (4) 04 積算参考資料 | |
| (5) 05 数量計算書 | |
| (6) 06 位置図 | |

- 3 入札閲覧設計図書を紙媒体とする場合は、前項の構成に準じた図書とする。

(揭示等)

第6条 入札契約担当課は、工事等担当課から提出された入札閲覧設計図書を確認した後に、電子データは電子入札システムに揭示する。紙媒体は入札参加者に手渡しすることを基本とする。

(質問回答)

第7条 入札閲覧設計図書に関する質問は、それぞれの発注工事等に決められた質問期間内であれば受け付けることができる。質問を受け付ける担当課は、入札契約担当課とする。

- 2 受け付けた質問は、質問内容に応じて、工事等設計などの技術的質問は工事等担当課、入札に関する質問は入札契約担当課が回答を作成する。
- 3 技術的質問と入札に関する質問の2種類の質問があった場合は、工事等担当課が回答を作成した後、同一回答書に入札契約担当課が回答を作成する。
- 4 回答内容については、回答を作成した各担当課において決裁を受けるものとする。また、決裁文書は当該工事等1件の簿冊に綴じるものとする。
- 5 受け付けた質問に対する回答は、入札契約担当課が行う。回答方法は、電子入札システム揭示又はファックス送信とする。
- 6 質問者の特定につながる名称等は工事等担当課へは非通知とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、平成29年5月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和3年6月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和5年5月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和7年5月1日から施行する。

(様式)

【積算参考資料】

本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

発注年度	
工事番号	
工事名	

1 標準歩掛・参考資料

年度等	図書名称	発行機関

2 単価資料等

年度等	図書名称	発行年月	発行機関

3 見積単価・特別調査単価

材料等名称	規格等	単位	採用単価	備考

4 見積歩掛

〇〇〇〇〇工					〇〇当り
名称	規格	単位	数量	摘要	
〇〇〇〇〇工					〇〇当り
名称	規格	単位	数量	摘要	

(様式)

【積算参考資料】

本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

発注年度	
業務番号	
業務名	

1 標準歩掛・参考資料

年度等	図書名称	発行機関

2 単価資料等

年度等	図書名称	発行年月	発行機関

3 見積単価・特別調査単価

材料等名称	規格等	単位	採用単価	備考

4 見積歩掛

〇〇〇〇〇工		〇〇当り		
名称	規格	単位	数量	摘要
〇〇〇〇〇工		〇〇当り		
名称	規格	単位	数量	摘要

5 物価資料材料

名称	規格	単位	建設物価	積算資料	備考

6 その他積算事項

内容	規格等	単位	数量	備考